

IYEO ロゴマーク使用要領

第1（趣旨）

この要領は、ロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、使用の基準を明確化にする目的で定める。

第2（使用について）

ロゴマーク等を使用することができるのは以下の場合とする。

- （1） 都道府県 IYEO が団体として使用するとき。
- （2） 会員が自主的に活動する際に IYEO との主催又は後援名義を受けたとき。
- （3） その他幹事会が適当と認めるとき。

第3（使用の制限）

使用の際に、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めない。

- （1） IYEO の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2） ロゴマーク等を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- （3） 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4） 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5） 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （6） その他幹事会が不適当と認めたとき。

第4（使用の際の遵守事項）

ロゴマーク等の使用にあたっては、ロゴマーク使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）の適用を遵守すること。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年11月22日から施行する。

ロゴマーク使用マニュアル



日本青年国際交流機構

ロゴマークを使用する際は、本マニュアルの基準に沿って、適用してください。

【基本構成】

ロゴマーク：「I・Y・E・O」のアルファベットの上のマークは

地球の緯線、経線を模り、

人が握手している様子を意味しています。

世界中が、握手できる日を願って！

【サイズ：縦横比】

縦横比は 1 : 1 ログの基本的なデザイン及び縦横比は変えないこととする。

県名などをロゴの周りに追記して独自のデザインを作成することは可能とするが、作成したデザインを本部事務局に確認をとることとする。

【カラーシステム】

色は、海と空のイメージからブルー系を基本とし、以下の 5 色を基本色と定める。

IYEO 旗のように色の反転（周り：青 IYEO ロゴ：白）の使用も可能。



青色のバリエーションは、以下の通り。

P-863 : Y 30 M 100 C 100 B - (R 0 G 0 B 179)

P-759 : Y 10 M 100 C 100 B - (R 0 G 0 B 230)

P-748 : Y - M 70 C 100 B - (R 0 G 77 B255)

P-736 : Y - M 40 C 100 B - (R 0 G 153 B255)

P-731 : Y - M - C 100 B - (R 0 G 255 B255)